

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和5年度予算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障の充実や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和5年度佐井村一般会計予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）20,852 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費316,509 千円

（単位：千円）

事業名		令和5年度 予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	100,867	73,157			3,462	24,248
	高齢者福祉事業	35,597				4,462	31,135
	児童福祉事業	66,398	13,710		36,283	2,064	14,341
	母子福祉事業	4,059	811			417	2,831
	小 計	206,921	87,678	0	36,283	10,405	72,555
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金	28,088	14,594			1,689	11,805
	介護保険特別会計繰出金	48,888	3,160			5,713	40,015
	後期高齢者医療特別会計繰出金	10,932	7,505			438	2,989
	小 計	87,908	25,259	0	0	7,840	54,809
保健 衛生	疾病予防対策事業	10,975	272		220	1,314	9,169
	健康増進対策事業	10,705	322			1,293	9,090
	小 計	21,680	594	0	220	2,607	18,259
合 計		316,509	113,531	0	36,503	20,852	145,623

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。